

# in GOLF 北池袋 会員規約

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この会員規約(以下「本規約」といいます)は、キャグ株式会社(以下「CAG」といいます)が管理・運営する「inGOLF」(以下「当スクール」といいます)の会員が当スクールを快適にご利用いただくため遵守すべき事項を定めたものです。

### (適用)

第2条 本規約は、当スクールを利用するすべての会員に適用されるものであり、入会を希望される方(以下「入会希望者」といいます)入会希望者は、入会にあたり、あらかじめ本規約の内容を十分に理解し、その内容のすべてに同意した上で、自己の意思で入会の申込みを行うものとします。

### (目的)

第3条 当スクールの目的は、会員に提供する各サービスを通じ、会員のゴルフ技術の向上、心身の健康の維持・増進に寄与し、併せて会員相互の親睦を図るとともに、会員の健康的なライフスタイルを提案する場を提供することを目的とします。

### (内容)

第4条 会員に提供される各サービスの内容は、CAGが定める各プログラムによります。また、CAGは、随時当該サービス内容及び本規約の内容を会員の下承を得ることなく変更することができますが、変更が生じた場合は、会員に対し遅滞なくその旨をCAGの公式WEBサイトに表示し、又は当スクール施設内に掲示する等の方法により、通知するものとします。

2 前項後段の通知は、CAGが当該通知の内容を公式WEBサイトに表示し、又は当スクール施設内の所定の掲示板に掲示した時点より、その効力を生じるものとします。

## 第2章 入会申込等

### (入会申込)

第5条 入会希望者は、CAGへ所定の申込書等を提出し、定める入会金・月会費等(以下「会費等」といいます)を支払い、入会の申込みを行うものとします。

2 申込書等の不備、誤記、遅延等、もしくは本規約又は申込書等について、入会希望者による不知、誤認があった場合、これらに起因する入会希望者の不利益は自己の責任とし、CAGは責任を負いません。

3 18歳未満の入会希望者は、別途親権者の署名捺印のある同意書の提出を必要とします。

### (会員)

第6条 本規約の会員とは、前条に定める入会申込手続を行い、CAGが承認したものをいいます。

### (承認及び取消)

第7条 CAGは、入会希望者が次の各号の一に該当する場合、入会を承認しないことがあります。また、入会を承認した後も次の各号の一に該当する事実が発覚した場合、その承認を取り消すことができます。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力である場合
- ② 過去にCAG又はその関連する施設で除名又は会員資格の停止、もしくはそれに類する処分を受けたことがある場合
- ③ 伝染病等の他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する場合
- ④ その他、会員として不適当だとCAGが認める場合

2 前項の規定により、CAGが入会希望者の入会を承認しない場合、CAGは、速やかにその旨を入会希望者に通知し、第5条第1項の申込書等及び受領済みの会費等を返還します。但し、既にサービスの提供がある場合は、第8条第3項の規定に基づき、既履行分の会費等は返金しません。

(会費等) 会費等は、内容・時間等に応じてCAGが定める料金表によります。なお、

第8条 会費等には、税込表示のある場合を除き、別途消費税等がかかる場合があります。

会員は、会費等を、CAGの指定する方法で支払うものとします。

2 受領済みの会費等は返金しません。但し、第7条第1項前段の「入会を承認しない」場合、又はCAGの責に帰すべき事由により、CAGが、返金すべきと認める場合はこの限りではありません。

### (退会・休会)

第9条 退会(月末日)は前月末日までに、種別変更、休会(月初日)は前々月末日までに所定の方法により申請することを要します。

### (免責)

第10条 CAGの提供するサービスは、会員がある一定の技能を習得すること、又は資格を習得すること等を保証するものではありません。

2 会員は、自己の健康状態については、自らの責任において管理するものとします。又、会員は、自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、CAGは当スクール施設内で発生した盗難・傷害その他の事故や怪けについてCAGに重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

## 第3章 情報の取扱い

### (秘密情報等)

第11条 本規約の対象とする情報は、秘密情報及び個人情報(以下「秘密情報等」といいます)とします。

2 秘密情報とは、会員が、CAGから提供された情報及び本規約に関連する情報であって、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上、その他有益な情報及び秘密とされるべき情報をいいます。但し、そのうち開示することとなったCAGが事前に承諾した情報については除外します。

3 個人情報とは、会員及びCAGが、相手方から提供された情報及び本規約に関連する情報、並びにその関係者に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(当該情報だけでは識別ができない場合であっても他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます)をいいます。

(秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止)

第12条 会員及びCAGは、秘密情報等について、厳密に秘密を保持するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、また、本規約の目的以外に使用しないものとします。

(個人情報の取扱い)

第13条 CAGは、会員の個人情報を次の各号の目的で利用します。

- ① 各種手続き、会員からの問い合わせ、要望その他の対応のため
- ② CAGのサービス、商品等、又それらに関するお知らせを電子メール、郵送等により送付するため
- ③ その他会員から同意を得た目的の範囲内における利用のため

2 CAGは、個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、その安全性を確保するために、個人情報への不正アクセス及び個人情報の紛失・改ざん・漏洩に対する合理的な予防処置を講じることに努めます。

(知的財産権の取扱い)

第14条 当スクールに係る第11条の秘密情報等その他会員に提供される一切の情報等(以下これらを「本件知的財産」といいます)に関する権利は、CAGに帰属し、かつ会員には移転しないものとします。

2 会員は、録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体によるものかを問わず、当スクールの各プログラムの内容を記録しないものとします。但し、CAGが別途承諾した場合は、この限りではありません。

## 第4章 禁止事項等

### (禁止行為)

第15条 会員は、次の各号に該当する行為をしてはいけません。なお、会員が本条項に反した行為を行った場合、CAGは、直ちに当該会員の会員資格を停止し、又は除名することができます。損害の発生が発覚した場合は、損害が発生したという事実をもって、当該会員に対し、社会通念上相当の損害の賠償を請求することができます。

- ① CAG又はその関係者の財産、プライバシーを侵害し、又は侵害する恐れのある行為
- ② CAG又はその関係者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つける行為
- ③ CAG又はその関係者の本件知的財産を侵害し、又は侵害する恐れのある行為
- ④ 本規約に違反し、又は違反する恐れのある行為
- ⑤ 法令に違反し、又は違反する恐れのある行為
- ⑥ その他前各号に準ずる行為

2 前項前段の規定により、会員資格の停止、又は除名が確定した場合、当該会員はCAGに対して未処理役務の提供を請求できません。

(譲渡の禁止)

第16条 会員は、会員資格から生ずる権利を譲渡する事ができません。

(不可抗力免責)

第17条 CAGの提供するサービスが、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、CAGは、その責めを負わないものとします。

- ① 天災地変等の自然災害
- ② 暴動・内乱・戦争
- ③ 労働争議等
- ④ 行政庁等による命令処分
- ⑤ 法令の制定改廃
- ⑥ 交通機関の事故等
- ⑦ その他前各号に準ずる非常事態

2 前項の事態が発生したときは、CAGは、会員に直ちにその旨を伝え、知り得る情報及び代替措置を講ずる場合はその旨を通知するものとします。

## 附則

本規約は2021年7月1日をもって発行し、同日施行致します。